

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県郡山市

2 構造改革特別区域の名称

郡山市小中学校英語教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

郡山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 個性豊かなまちづくり

郡山市は、明治時代のはじめに、猪苗代湖から安積原野に水を引いた「安積疏水の開削」と全国から移住した土族が大地を開拓した「安積開拓」という2つ国営事業が発展の礎となっており、現在では、農業、商業、工業の各産業のバランスがとれ、経済活動が盛んなまちである。

また、東北新幹線、東北自動車道、磐越自動車道、福島空港等の高速交通網が確立され、南東北地方の「人・物・情報」が行き交う拠点として、人口34万人を有する中核都市として発展している。

まちづくりにおいても、平成9年には、東北地方で初めて、中核市に移行するなど、将来都市像である「水と緑がきらめく未来都市 郡山」の実現に向け、個性豊かなまちづくりを進めている。

国際交流の分野では、安積開拓の功労者であるオランダ人技師「ファン・ドールン」の生誕地「オランダ王国・ブルメン市」と昭和63年に姉妹都市を締結し、市民レベルの交流が行われているほか、平成2年には、国際交流協会が設立され、留学生への支援、在住外国人のための日本語講座の開設、外国人による日本語弁論大会の実施、郡山市を訪問する外国人への支援などを行っている。また、市民有志で結成する国際交流団体による草の根の活動も盛んであり、さらに、市内の大学や専門学校でも積極的に留学生の受け入れをしている。

また、企業活動においても、海外に現地法人を設置している企業や外国人労働者を雇用している企業も多数あるほか、福島県の「知的創造・開発特区」の区域にも指定されているなど、海外との交流による経済活動の充実が図られようとしている。

(2) 21世紀を担う人材育成

本市における公立学校の設置状況は、小学校62校、中学校27校であり、児童生徒数は、平成15年5月1日現在で小学生21,104名、中学生11,161名、計32,265名となっている。

「豊かなまちづくりは、心豊かな人づくりから」の視点から、本市では教育施設の充実はもちろんのこと、ゆとりをもって学べる快適な教育環境の整備を進めるとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった「心の教育」に力を注ぎ、国際化や高度情報化に対応した個性を育む教育を実践している。情報教育については、市立小中学校間の高速回線網を整備し、双方向の情報交流を行うとともに校内LANやプロジェクターなどを整備し、コンピュータを活用したわかりやすい授業を展開している。

また、文部科学省においては、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画を推進しているところであるが、本市においては、昭和62年には、県内でも早く、JETプログラムによる英語指導助手(ALT)を起用し、市内全中学校においてT-Tによる英語の授業を開始したほか、平成8年には、市で独自に英語指導助手を起用し、小学校においても児童がネイティブスピーカーとふれあえる機会を拡充しているところである。

さらに、現在、本市においては、新しい教育のあり方として「小中一貫教育」構想を打ち出しており、平成17年度には、市内湖南地区において、平成19年度には、市内富久山地区において「小中一貫教育」が開始される予定であるが、特色ある学校づくりの一つの柱に国際化に対応した英語教育の充実を掲げている。

これらの地域特性を背景とし英語によるコミュニケーション能力を充実させるためには、中学校での実践的英語教育の強化及び小学校段階からの英会話教育の充実強化が不可欠条件であると考える。

* 郡山市における小中一貫教育とは・・・

- ・ 平成17年4月に湖南地区、平成19年4月に富久山地区に小中一貫校を開校予定
- ・ 現行法の6・3制を基本として実施
- ・ 小中学校の校舎を一体化し、教員が小中学校を兼務するなど、子どもたちを「9年間で育てる」ということをこれまで以上に強く意識した一貫性のある教育課程を編成するとともに、現在の中学校で行われている教科担任制を小学校5年生から導入するなど、実質的な小中一貫教育の実現を目指している。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 「国際化推進人材育成事業」の拡充

急速に進展する国際社会の中で、しっかりとした国際感覚と実践的コミュニケー

ション能力の基礎を身につけた 21 世紀を担う小中学生の育成を図るため、本市においては、平成 15 年度から「国際化推進人材育成事業」を開始し、英語指導助手（ALT）の増員による小学校からの英語教育の拡充と中学校への円滑な連結を図っている。

さらには市内各中学校から募集選抜した中学生と英語指導助手や英語担当教員が市の研修施設に宿泊しながらの集中的な英語研修、民間の英語研修施設を利用したのプログラム研修を実施しているほか、将来的には海外派遣研修を計画するなど、3つのステージからなる研修を、中学校3ヵ年を通して実施する計画である。

しかし、今後さらにこれらの事業の充実を図り、真の国際化時代に対応できる人材を育成するためには、現在行っている取り組みに加え、次のような先駆的な取り組みが必要である。

ネイティブティチャー（外国人英語教員）の任用

現在、本市においては、JET プログラムによる中学校派遣英語指導助手 9 名、市単独雇用小学校派遣英語指導助手 5 名、計 14 名のネイティブスピーカーがおり、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解の推進に効果をあげている。しかし、高い能力や資格を有しながら、あくまでも日本人教師の助手としての活動しか認められていないのが現状である。

本市は、先駆的に市内中学校に英語のネイティブスピーカーを規制の特例により常勤講師として任用し、ネイティブスピーカーの教員としての活用を実践していくとともに、市立学校での英語教育の改善に役立てていく計画である。

ネイティブスピーカーを活用することは、生きた英語を学ぶ貴重な機会であることはもちろん、異文化と自国文化の違いを知る機会にもなり、新の国際人を育成するためにも効果的である。

また、このネイティブティチャー（外国人英語教員）は、従来の英語指導助手とは異なり次の業務が可能となる。

教科担任として単独ですべて英語による授業を行うことができる。そのため英語を英語で考える習慣を身につけるといった教授法を用いた授業をカリキュラム編成から行うことができる。

その評価についても英語のコミュニケーション能力の育成という観点で独自の評価方法で評価を行い、評定に反映させることができる。

校内の英語教科部会にも参加し、生徒の英語力向上に向けた取り組みに参画できる。

英語科教員の英語研修の機会とすることができる。

少人数教育の一環として習熟度別学習や T - T にも加わることができる。

同一校に常勤するため、授業のみならず学校行事や特別活動など日常の生活の中で自然に外国人との接点を持つことができ、異文化理解やコミュニケーション能

力の育成に役立つ。

以上、これらのネイティブティーチャーとしての利点を大いに活用し真の国際人の育成を進めていく計画である。

(2) 小中一貫教育並びに連携の推進

平成17年4月開校予定の湖南小学校と既存の湖南中学校との小中一貫教育、さらには、大規模中学校から分離し平成19年4月開校予定の富久山地区の中学校と既存の小学校との小中一貫教育など、特に小中一貫校においては、生徒指導の充実、並びに確かな学力の育成に向けて小中学校の連携を進める計画であり、さらに新しい時代に対応できる英語活用能力の育成を柱に掲げている。

また、各中学校区においても小中連携のもと英語教育に力を注いでいることから、中学校へのネイティブティーチャーの配置に加え、小学校からの英語教育の充実が急務の課題である。

小学校における「英語科」の導入

現在、本市では市単独雇用の英語指導助手5名を62小学校に派遣し、総合的な学習の時間や学級活動または各教科において国際理解教育の一環として英語に触れ、親しむ活動を行って、ある程度の成果をあげているが、今後小中学校の一貫教育並びに小中学校の連携を進めていく上で、小学校からの英語教育の導入と中学校英語への円滑な接続が必要である。

本市では、平成8年から英語指導助手を小学校に派遣し、英語教育を進めてきたが、蓄積してきた実践事例をまとめ、平成15年度に、「**小学校英語コミュニケーション活動ハンドブック**」を作成した。これにより、今後単発的な英語指導ではなく年間指導計画に基づき系統だった指導が可能となったことから、こうしたこれまでの実績により、本市では、平成16年8月の2学期から湖南地区5小学校で全学年において教科として英語指導ができるよう「英語科」を教育課程に位置づけていく考えである。その成果と課題を把握するとともに、1年間の調査研究を経て、平成17年4月より市内全小学校で実施する。

以上の二点において、外国語や外国文化・生活に慣れ親しむ環境づくりを進めながら、英語能力の基礎や表現力等のコミュニケーションを図ろうとする能力を培うなど、英語の早期教育を行うことで、将来、子供たちが国際交流の担い手となることはもちろん、産業界における新たなビジネスの創出、研究交流の担い手となり経済の活性化にも大きく貢献するものと確信する。

ネイティブティーチャー配置計画

導入時 平成16年度に（2学期から）中学校2校へ配置

実践的な指導研究及び導入による効果の検証

- ・初年度（平成16年度）は、平成17年4月開校予定の小中一貫校と平成19年4月開校予定の小中一貫校を見据え、その該当地区2校に研究推進協力校としてネイティブティーチャー（外国人英語教員）を配置する。
- ・研究推進協力校においては、単独で英語の授業を英語で行い、特に英会話を中心とした英語コミュニケーション能力の育成を図る。また、日本人教師とのT-Tや習熟度別指導などにあたる。
- ・この間、指導形態や時間割の作成、教材の開発など様々な角度から検証し、今後の英語教育のあり方について追究する。
- ・現在配置している英語指導助手とネイティブティーチャーのそれぞれの指導効果について検証し、それぞれの利点を生かした指導が効果的になされるよう検討資料の蓄積に努める。

年次計画による配置の拡大

平成16年度	2校	
平成17年度	4校	
平成18年度	5校	
平成19年度	6校	
平成20年度	7校	*年次計画により平成17年度以降
平成21年度	8校	毎年1校ずつ配置校を拡大

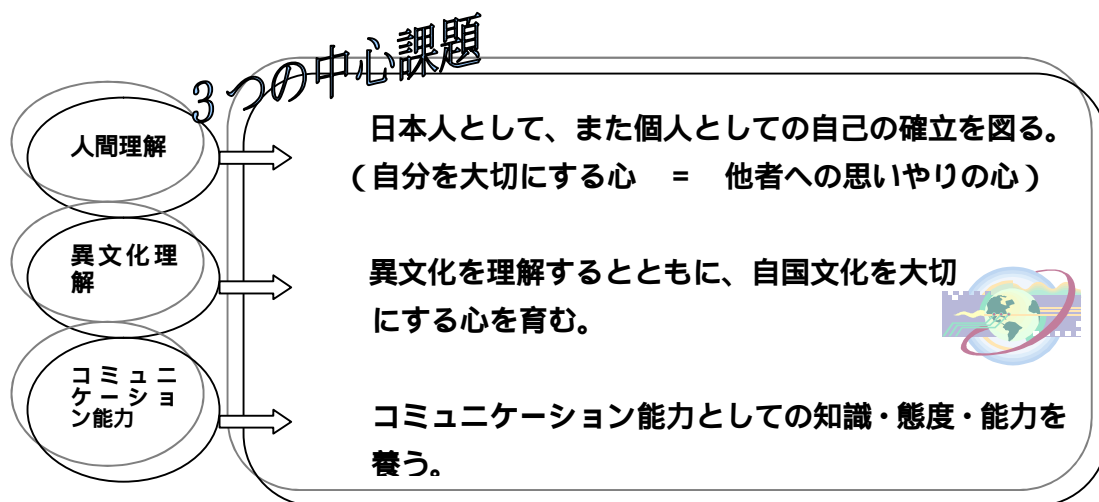
- ・研究推進協力校における指導方法などの実践的な研究成果を検討しながら、学校規模や地域の実態などを考慮しながら順次研究推進協力校を拡大していく。
- ・英語指導助手の配置と併せ、ネイティブティーチャーの配置により一学級あたりのネイティブスピーカーによる授業が増え、英語による実践的コミュニケーションの機会が多く生徒に与えられ、全市的に英語力の向上につながるようになる。

ネイティブティーチャーの配置計画については、小中一貫校が対象の中学校への配置を優先するが、将来は、学校グループ制において、グループの中の拠点的な学校に配置することで、全中学校の生徒がネイティブティーチャーの指導を受けることができる計画とする。

6 構造改革特別区域計画の目標

郡山市英語教育特区の目標は、「創造性と国際性に富む21世紀を拓く人材の育成」であり、現在取り組んでいる「国際化推進人材育成事業」をさらに拡充し、豊かな国際感覚と英語によるコミュニケーション能力を身につけた国際人の育成を目指す。

豊かな国際感覚と英語によるコミュニケーション 能力を身につけた人材の育成



具体的には、郡山市小中学校英語教育特区は次の4点を目標とするが、段階的に実施する。

< 郡山市小中学校英語教育特区」の具体的な目標 >

- (1) 小中一貫教育構想における先駆的な教育システムの創出
- (2) 早期英語教育環境の創出
- (3) 多様な社会教育の充実
- (4) 先駆的な教育環境の創出によるわが国の教育発展への貢献

< 構想における特区活用 >

- (1) 「郡山市小中学校英語教育特区」推進の基盤である人材を確保するため、特に有能な英語指導助手等を810市町村費負担教職員任用事業の活用により市単独でネイティブティーチャー(外国人英語教員)として採用し、本市公立小・中学校の国際理解教育、英語教育を積極的に推進する。
- (2) 併せて同時期に、802構造改革特別区域研究開発学校設置事業により、小学校における教科としての英語活動を行い、中学校英語教育との円滑な接続を目指す。

特区の全体構想

(1)小中一貫教育構想における先駆的な教育システムの創出

第1弾として、ネイティブティーチャー（NT）を小中一貫校のモデル校として、当該中学校に導入にすることにより、小中一貫教育構想における先駆的な教育システムが創出され、英語指導の充実が図られる。

- * NTを湖南中学校に配置することにより、小中学校の一貫した英語教育が可能となる。
- * NTを行健中学校に配置することにより、地域の小学校への英語指導助手（ALT）の派遣回数適正化が図られるとともに、英語教育の拠点校が誕生する。
- * NTが、単独で英語の授業を英語で行い、特に英会話を中心とした英語コミュニケーション能力の育成を図り、また、日本人教師とのT-Tや習熟度別指導などにあたることで、英語指導が充実する。
- * 常勤する英語指導外国青年が多くなることにより、生徒への効果ばかりでなく、教職員や学校のPTA活動、家庭教育学級など、より地域と密着した国際理解教育が推進される。

(2)早期英語教育環境の創出

小学校においては、英語指導助手や外国人留学生との交流を進めている。小学校1・2年生においては、生活科の時間の活用、小学校3年生から6年生については、総合的な学習の時間の活用により、国際化や異文化理解についての授業を行うことは可能であるが、これらの授業は、様々な外国人との交流や身近な英語にふれることで、子どもたちが、英語に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することであり、異なる外国の文化や生活に興味を持たせることが目的である。

郡山市では、創造性と国際性に富む21世紀を拓く人材の育成を国際理解教育の目標に掲げ、英語教育を進めているが、この目的を達成するためには、単発的な英語指導ではなく年間指導計画に基づき系統だった指導が必要であり、本市では、平成16年8月の2学期から湖南地区5小学校で全学年において教科として英語指導ができるよう「英語科」を教育課程に位置づけていく考えである。その成果と課題を把握するとともに、1年間の調査研究を経て、平成17年4月より市内全小学校で実施する。

英語科の導入に当たっては、年に数回ALTが訪問する単発的な英語指導ではなく、年間指導計画に基づき初年度は年間10～15時間程度の時数を確保した系統的な教科型の英語指導を行い、成果を見極めながら随時拡大を図っていく。

また、これらの早期英語教育の実施は、中学校の英語教育との連携を円滑にするほか、「中学生英語宿泊体験研修」や「インターナショナルデー（仮称）」「サ

タデーイングリッシュスクール(仮称)」を進めていくためにも有効に機能する。

- ・ 「中学生英語宿泊体験研修」
市内すべての中学校から募集選抜した中学生と英語指導助手や英語担当教員が市の施設に宿泊しながらの集中的な英語研修、英語研修施設を利用したプログラム研修、そして将来的には海外派遣研修の3つのステージからなる研修を中学校三カ年を通して計画的に実施する。
- ・ 「インターナショナルデー(仮称)」
本市英語指導助手及びネイティブティーチャーを全員研究指定校等に一日派遣し、各国の特色を生かした異文化理解や英語活動を行う。
- ・ 「サタデーイングリッシュスクール(仮称)」
市内全域から小中学生の希望者を募り、土曜日の午前中、本市英語指導助手及びネイティブティーチャーと英語活動を行う。

(3) 多様な社会教育等の充実

公民館や視聴覚センター主催による社会人対象の英会話教室や総合教育支援センターの子ども体験教室などで現在でもALTが活用されているが、小中学校における英語教育の充実により、保護者並びに地域の社会人の興味・関心も高まることで、市の国際理解教育へのニーズが高まり、社会教育が多様になる。

(4) 先駆的な教育環境の創出によるわが国の教育発展への貢献

上記で述べた各種施策を展開し、英語教育における先駆的な教育環境を創出することにより、真の国際人の育成が可能となり、小学校、中学校を通じた英語教育のモデルの構築が図られ、文部科学省で進める「英語が使える日本人」の育成のための行動計画の実現にも大きく寄与し、わが国の教育発展へも貢献するものと確信する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼ

す経済的社会的効果

構想全体を推進する上で、本市が掲げる「創造性と国際性に富む21世紀を拓く人材の育成」の目標を達成するために、豊かな国際感覚と英語によるコミュニケーション能力を有した人材の育成が図られるものとする。

今回の特定事業に関する効果としては、ネイティブティーチャーの採用による雇

用創出と本市の国際理解教育と英語教育の充実が挙げられる。

具体的には、ネイティブティーチャーによる教科担任としての単独授業が可能となり、英語のみを使用した英会話中心の授業により実践的なコミュニケーション能力の育成に効果が期待できる。ネイティブティーチャーと従来の英語指導助手の配置により市内公立小中学校により適正回数の派遣が可能となる。小学校英語教育が充実されることにより小中学校一貫した英語教育の充実が図られる。

【特区における具体的な目標】

英語に興味関心を持つ生徒が増えること。

積極的に人と係ろうとする態度や自己表現力が育成されること。

ネイティブティーチャー導入後3ヵ年以内で

中学校卒業時に英語検定3級取得者・・・・・・・・3割以上を目指す

小学校英語導入後3ヵ年以内で

小学校卒業時に英語検定5級取得者・・・・・・・・3割以上を目指す

【特区の将来的効果】

当面は、上記にあげたような具体目標の達成のために実践による検証をとおして効果を確認していく。将来的には、本特区により本市が掲げる「国際化推進人材育成事業」をさらに充実・発展させ、英語によるコミュニケーション能力の育成はもちろんのこと、自国文化とともに異文化理解に努め、グローバルな視野に立ったものの見方、考え方ができる国際感覚を身につけた21世紀を担う人材の育成が図られるものと考えている。

また、英会話関連業が飛躍的に需要を伸ばし、雇用の拡大や教育資材調達により、地域経済が活性化されるとともに、ひいては、産業界における新たなビジネスの創出、研究交流の担い手となることで、地域及びわが国の経済の活性化にも大きく貢献すると考える。

8 特定事業の名称

810 市町村費負担教職員任用事業

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

平成16年度8月から、810市町村費負担教職員任用事業によるネイティブスピーカーの職員採用を進めるとともに、小学校英語教育に関する各学校現場の共通

理解と教育課程の編成に関する整備を行う。平成16年度8月から、**802構造改革特別区域研究開発学校設置事業**を実施し、まず湖南地区5小学校の全学年で「英語科」を導入し、その後平成17年4月から市内全小学校で導入する。

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 中学校へのネイティブティーチャーの配置

平成16年度に、ネイティブティーチャー（NT）を小中一貫校の中学校2校をモデル校として配置し、以後、年次計画により拡充していく。

(2) 外国青年招致派遣事業

(JETプログラムによる英語指導助手及び市単独雇用英語指導助手の配置)

小中学校の英語教育を充実するため、年次計画により、JETプログラムによる英語指導助手及び市単独雇用英語指導助手の配置を進める。

(3) 「小学校英語コミュニケーション活動ハンドブック」の作成・充実

平成15年度に、小学校で英語教育を進めるための「小学校英語コミュニケーション活動ハンドブック」を作成していることから、今後はこれらを活用し、学校英語教育に関する各学校現場の共通理解を深めとともに、内容の充実を図る。

(4) 小学生英語体験研修事業の実施

・「インターナショナルデー（仮称）」

本市英語指導助手及びネイティブティーチャーを全員研究指定校等に一日派遣し、各国の特色を生かした異文化理解や英語活動を行う。

・「サタデーイングリッシュスクール（仮称）」

市内全域から小中学生の希望者を募り、土曜日の午前中、本市英語指導助手及びネイティブティーチャーと英語活動を行う。

(5) 中学生英語宿泊体験研修事業の実施

各中学校から募集選抜した中学生と英語指導助手や英語担当教員が市の研

修施設に宿泊しながらの集中的な英語研修、民間の英語研修施設を利用したプログラムの研修を実施する。

(6) 市民を対象とした英会話講座の開催

公民館や視聴覚センター主催による社会人対象の英会話教室を今後も実施する。

(7) 地域に住む留学生や外国人及び英語能力に秀でた市民の活用

外国人留学生や企業に働く外国人及び日本人の海外生活経験者を派遣教員として登録し、ビジティングティーチャーとして各学校に派遣する。

(8) オーストラリア・セントラルクイーンズランド大学や姉妹都市との交流

セントラルクイーンズランド大学の日本語専攻学生の教育実習の本市小学校での受け入れの継続とオランダ・ブルメン市の小中学校とのメール交流を今後も継続発展させる。

(9) 英語教育における小中学校の連携

中学校区を単位に小中学校が相互学習交流を実施し、中学校の英語教師が小学校で授業を提供したり、中学生と小学生がともに英語を学びあう場を設定する。

別紙

1 特定事業の名称

810 市町村費負担教職員任用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

郡山市教育委員会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

郡山市教育委員会

事業の区域

郡山市内全域

事業の実施期間

平成16年8月から特定事業としての役割が完了したと認められるまでの期間

事業の具体的な内容

21世紀を担う国際化に対応した人材を育成するために本市では、「国際化推進人材育成事業」や「小中一貫教育」に取り組んでいるが、本特区により、中学校に単独で英語指導ができる外国人講師を市単独で採用し、中学校における実践的英語活用能力や国際感覚を身につけた人材の育成に取り組む。

5 当該規制の特例措置の内容

本市の特性

本市は、東北新幹線や東北自動車道、福島空港等の高速交通網が確立され、南東北地方の「人・物・情報」が行き交う拠点として人口34万人を有する中核都市と

して発展し、平成9年には東北地方で初めて中核市に移行するなど将来都市像である「水と緑がきらめく未来都市 郡山」の実現に向け、個性あるまちづくりを進めている。経済県都として人の流れが活発になるにつれ、外国人居住者や留学生の受け入れの増加、企業の海外進出等が目立つなど、急速に国際化が進んでいる。

本市教育委員会としては、こうした本市の実情を考慮し、国際化に対応した人材の育成を図るため、英語指導助手の年次計画による増員などを進めているが、今後さらにその充実の必要性を認識している。

本市の小中学校に派遣している英語指導助手は、全員が市借り上げの同敷地内のアパートに居住し、お互い英語教育に関する情報交換や指導技術交流が活発に行われているとともに、市街地で生活環境としても好立地条件にあり、比較的優れた人材を確保しやすい環境にある。

* 郡山市の英語指導助手（ALT）の状況

ア 主な採用条件

- ・ 英語を母国語とし、教員資格又はこれと同程度の能力を有する資格を持つ者
- ・ 学士号又は修士号を持つ者
- ・ 小学校派遣英語指導助手については日本語がある程度話せる者
- ・ 1年間継続して勤務できる者（但し、再雇用もありうる）
- ・ 1日7時間、週5日間（週35時間）勤務できる者

イ 主な職務内容

- ・ 英語の授業、選択授業、総合的な学習の時間、課外活動における指導
- ・ 日本人英語教師の英語力向上のための助言
- ・ 学校行事などへの参加
- ・ 公民館などでの一般市民向け英会話講座の指導
- ・ 家庭教育学級における講師

ウ 平成15年度英語指導助手（ALT）の内訳

- ・ 人数： 小学校派遣5名 中学校派遣9名 計14名
- ・ 雇用態様： JETプログラムによる採用9名 市単独雇用5名

規制の特例措置の必要性

急速に国際化が進展する社会において、英語は国際的共通語として最も中心的な役割を果たし、これから21世紀を担う子どもたちにとってこの英語を用いたコミュニケーション能力を身につけることは必要不可欠である。しかし、現状では日本人の多くは英語力が不十分であり、文部科学省においても『「英語が使える日本人」の育成のための戦略構想・行動計画』を策定し、我国の英語教育の抜本的な改善を進めている。その行動計画の中でも「ネイティブスピーカーの活用促進」として、

教員定数の加配等を活用して優れたALT等の正規教員への採用を促進する旨が謳われているが、本市の計画に沿って配置される可能性は極めて低いため、先行して**市費負担教職員**として採用するものである。

本市は、先駆的に市内中学校に英語のネイティブスピーカーを単独で授業ができる講師として任用し、ネイティブスピーカーの教員としての活用を実践していくとともに、市立学校での英語教育の改善に役立てていく計画である。ネイティブスピーカーを活用することは、生きた英語を学ぶ貴重な機会であることはもちろん、異文化と自国文化の違いを知る機会にもなり、新の国際人を育成するためにも効果的である。

本市においては、JETプログラムによる中学校派遣英語指導助手9名、市単独雇用小学校派遣英語指導助手5名、計14名のネイティブスピーカーがおり、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解の推進に効果をあげている。しかし、高い能力や資格を有しながら、あくまでも日本人教師の助手としての活動しか認められていないのが現状である。

本市は、先駆的に市内中学校に英語のネイティブスピーカーを規制の特例により常勤講師として任用し、ネイティブスピーカーの教員としての活用を実践していくとともに、市立学校での英語教育の改善に役立てていく計画である。

ネイティブスピーカーを活用することは、生きた英語を学ぶ貴重な機会であることはもちろん、異文化と自国文化の違いを知る機会にもなり、新の国際人を育成するためにも効果的である。

また、このネイティブティーチャー（外国人英語教員）は、従来の英語指導助手とは異なり次の業務が可能となる。

教科担任として単独ですべて英語による授業を行うことができる。そのため英語を英語で考える習慣を身につけるといった教授法を用いた授業をカリキュラム編成から行うことができる。

その評価についても英語のコミュニケーション能力の育成という観点で独自の評価方法で評価を行い、評価に反映させることができる。

校内の英語教科部会にも参加し、生徒の英語力向上に向けた取り組みに参画できる。

英語科教員の英語研修の機会とすることができる。

少人数教育の一環として習熟度別学習やT-Tにも加わることができる。

同一校に常勤するため、授業のみならず学校行事や特別活動など日常の生活の中で自然に外国人との接点を持つことができ、異文化理解やコミュニケーション能力の育成に役立つ。

以上、これらのネイティブティーチャーとしての利点を大いに活用し真の国際人の育成を進めていく計画である。

要件適合性を認めた根拠

特別免許状を取得させた上で、ネイティブスピーカーを市費負担講師として採用するものであるため。

なお、本市は、平成9年には東北地方で初めて中核市に移行するなど将来都市像である「水と緑がきらめく未来都市 郡山」の実現に向け、個性あるまちづくりを進めている。経済県都として人の流れが活発になるにつれ、外国人居住者や留学生の受け入れの増加、企業の海外進出等が目立つなど、急速に国際化が進んでいる。これらの理由により、本市教育委員会は、当該特区内における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等のために周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があるものと認める。

弊害の防止阻止の内容

特別免許状教員であるネイティブティーチャーによる授業の状況やその成果を常に把握するとともに、その成果を研究し、日本人英語教師による授業のあり方についても反映させていく。

また、市費負担講師の勤務条件や業務内容をきちんと整理し、市立小・中学校の県費負担教職員や他のALTのモチベーションを下げないように配慮する。

今後の展開

ネイティブティーチャー

導入時 平成16年度(2学期より)に2校へ配置

実践的な指導研究及び導入による効果の検証

- ・ 初年度(平成16年度)は、平成17年4月開校予定の小中一貫校と平成19年4月開校予定の小中一貫校を見据え、その該当地区2校に研究推進協力校としてネイティブティーチャー(外国人英語教員)を配置する。
- ・ 研究推進協力校においては、単独で英語の授業を英語で行い、特に英会話を中心とした英語コミュニケーション能力の育成を図る。また、日本人教師とのT-Tや習熟度別指導などにあたる。
- ・ この間、指導形態や時間割の作成、教材の開発など様々な角度から検証し、今後の英語教育のあり方について追究する。
- ・ 現在配置している英語指導助手とネイティブティーチャーのそれぞれの指導効果について検証し、それぞれの利点を生かした指導が効果的になされるよう検討資料の蓄積に努める。
- ・ 研究推進協力校における指導方法などの実践的な研究成果を検討しながら、学校規模や地域の実態などを考慮しながら順次研究推進協力校を拡大していく。

- ・ 英語指導助手の配置と併せ、ネイティブティーチャーの配置により一学級あたりのネイティブスピーカーによる授業が増え、英語による実践的コミュニケーションの機会が多く生徒に与えられ、全市的に英語力の向上につながるようにする。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

郡山市教育委員会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成16年8月

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

郡山市教育委員会

事業の区域

郡山市内全域

事業の実施期間

認定後、平成16年8月に特定地区で事業を実施し、平成17年4月には市内全小学校で実施する。平成22年度に事業についての評価・見直しを実施する。

事業の具体的な内容

21世紀を担う国際化に対応した人材を育成するために本市では、「国際化推進人材育成事業」や「小中一貫教育」に取り組んでいるが、本特区により、小学校においても英語を教科として位置づけ、小学校から中学校まで9年間を見通した系統性・継続性のある小中一貫や小中の連携による英語教育の充実を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

本市の特性

本市は、東北新幹線や東北自動車道、福島空港等の高速交通網が確立され、南東北地方の「人・物・情報」が行き交う拠点として人口34万人を有する中核都市と

して発展し、平成9年には東北地方で初めて中核市に移行するなど将来都市像である「水と緑がきらめく未来都市 郡山」の実現に向け、個性あるまちづくりを進めている。経済県都として人の流れが活発になるにつれ、外国人居住者や留学生の受け入れの増加、企業の海外進出等が目立つなど、急速に国際化が進んでいる。

本市教育委員会としては、こうした実情を考慮し、国際化に対応した人材の育成を図るため早期の英語教育の必要性を認識し、英語指導助手を年次計画で増員し、小学校への派遣も積極的に進めている。

本市の小中学校に派遣している英語指導助手は、全員が市借り上げの同敷地内のアパートに居住し、お互い英語教育に関する情報交換や指導技術交流が活発に行われているとともに、市街地で生活環境としても好立地条件にあり、比較的優れた人材を確保しやすい環境にある。

* 郡山市の英語指導助手（ALT）の状況

ア 主な採用条件

- ・ 英語を母国語とし、教員資格又はこれと同程度の能力を有する資格を持つ者
- ・ 学士号又は修士号を持つ者
- ・ 小学校派遣英語指導助手については日本語がある程度話せる者
- ・ 1年間継続して勤務できる者（但し、再雇用もありうる）
- ・ 1日7時間、週5日間（週35時間）勤務できる者

イ 主な職務内容

- ・ 英語の授業、選択授業、総合的な学習の時間、課外活動における指導
- ・ 日本人英語教師の英語力向上のための助言
- ・ 学校行事などへの参加
- ・ 公民館などでの一般市民向け英会話講座の指導
- ・ 家庭教育学級における講師

ウ 平成15年度英語指導助手（ALT）の内訳

- ・ 人数： 小学校派遣5名 中学校派遣9名 計14名
- ・ 雇用態様： JETプログラムによる採用9名 市単独雇用5名

教育課程の基準によらない部分

ア 小学校に教科として「英語」を新設する。

イ 小学校1,2年生については、学級活動、生活科の時間から年間10時間を「英語」に充てる。そのため、学級活動を5時間、生活科を5時間削減する。

ウ 小学校3年生から6年生については、総合的な学習の時間から年間15～20時間を「英語」に充てる。そのため、総合的な学習の時間を15～20時間削減する。

規制の特例措置の必要性

急速に国際化が進展する社会において、英語は国際的共通語として最も中心的な役割を果たし、これから21世紀を担う子どもたちにとってこの英語を用いたコミュニケーション能力を身につけることは必要不可欠である。しかし、現状では日本人の多くは英語力が不十分であり、文部科学省においても『「英語が使える日本人」の育成のための戦略構想・行動計画』を策定し、我国の英語教育の抜本的な改善を進めている。

現在、本市では市単独雇用の英語指導助手5名を62小学校に派遣し、総合的な学習の時間や学級活動または各教科において国際理解教育の一環として英語に触れ、親しむ活動を行って、ある程度の成果をあげているが、今後小中学校の一貫教育並びに小中学校の連携を進めていく上で、小学校からの英語教育の導入と中学校英語への円滑な接続が必要である。本市では、平成8年から英語指導助手を小学校に派遣し、英語教育を進めてきたが、蓄積してきた実践事例をまとめ、平成15年度に、「小学校英語コミュニケーション活動ハンドブック」を作成した。これにより、今後単発的な英語指導ではなく年間指導計画に基づき系統だった指導が可能となったことから、こうしたこれまでの実績により、本市では、**平成16年8月に湖南地区5小学校の全学年において教科として英語指導**ができるよう「英語科」を教育課程に位置づけ、その成果と課題を把握するとともに、1年間の調査研究を踏まえ、**平成17年4月には市内全小学校において「英語科」を導入する。**

要件適合性を認めた根拠

現在も総合的な学習の時間などを用い、全市的に小学校において英語指導助手（ALT）とともに国際理解教育の一環として英語活動を行っており、「小学校英語コミュニケーション活動ハンドブック」の作成など指導の実績もあり、今後「教科」として位置づけることにより、より系統的指導が可能となる。

なお、時数の確保については、1年生・2年生については、学級活動から5時間、生活科から5時間程度を「英語科」に振り分け、3年生から6年生については、総合的な学習の時間から15～20時間程度を「英語科」に振り分ける考えである。

弊害の防止阻止の内容

小学校の教科としての英語については、中学校英語の単なる前倒しにならないように小中学校の連携を図り、児童の英語に対する興味・関心・意欲が中学校につながるよう年間指導計画作成や活動内容を工夫する。

市外からの転校生などの取り扱いについては、個々の実態等を十分把握し、個別指導に心がけるなど他の児童との段差が広がらないよう配慮する。

計画初年度の教育課程の内容

ア 平成16年度の取り組みについて

- ・平成16年8月、2学期から湖南地区5小学校において教育課程に「英語科」を位置づけ、英語教育を導入する。
- ・湖南地区5小学校は、平成16年1学期は、これまで通りALT月1回のペースで各学校を訪問する。1学期中の英語活動は、これまで通り総合的な学習の時間などによる国際理解教育の一環として位置づける。2学期からは各校月2回程度派遣され、教科としての目標を達成するために実施する。
- ・小学校における英語学習の目標は、あくまでも遊びやゲームなど体験的な英語活動を通して英語に親しみ、英語に対する興味関心、学習意欲を高めることにある。「聞くこと」「話すこと」に重点を置いた活動をまず組織し、副次的に発達段階や児童の興味関心に応じてもじによる指導につなげていく。
- ・湖南地区5小学校の共通理解を図るための教育課程研修会を実施する。
- ・平成17年度の全小学校への導入に向け、各学校現場との共通理解を図るための研修会等を実施する。
- ・湖南地区の実践例などをもとに、小学校英語の効果的な指導のあり方について研究し、平成15年度に作成した「小学校英語コミュニケーション活動ハンドブック」をもとにより充実した年間指導計画の作成を行う。

イ 平成17年度4月から市内全部の小学校において教科として位置づけた英語教育の実施について

- ・初年度から市内62校ある小学校すべてにおいて、教育課程に「英語」を教科として新設し実施する。
- ・1・2年生は、学級活動から5時間、生活科から5時間の年間10時間、3年生から6年生までは総合的な学習の時間から年間15～20時間程度を英語に充て、本市独自に作成した「小学校英語コミュニケーション活動ハンドブック」や年間指導計画に基づき発達段階に応じた指導を行う。
- ・指導にあたっては、学級担任及び学級担任と小学校派遣英語指導助手とのチームティーチングにより、子どもたちの発達段階に応じて、生きた英語に触れることができる授業を展開する。
- ・事前の調査研究により年間指導計画の充実を図るとともに、初年度の実践により、指導時数や指導内容・指導方法・評価の在り方などについてその成果を反映させ、さらに改善を図っていく。

ウ 英語学習指導計画について

- ・本市では、平成8年から英語指導助手を小学校に派遣し、英語教育を進めて

きたが、蓄積してきた実践事例をまとめ、平成15年度に、「小学校英語コミュニケーション活動ハンドブック」を作成した。これにより、今後単発的な英語指導ではなく年間指導計画に基づき系統だった指導が可能となった。

- ・ 小学校における英語教育の導入は、単に中学校の英語教育の前倒しではなく、小中学校の連携を図りながら、これからの国際社会に生きる子どもたちに必要な英語によるコミュニケーション能力や人間理解、異文化理解などの資質や能力を育てることが目的であるため、体験的な活動の中で、楽しみながら英語に親しむことができるようにする。
- ・ 低学年では、歌やゲームなどを通して英語への興味関心を持たせるための楽しい活動を取り上げる。中学年では、身近な場面での英会話を使ってコミュニケーションをする楽しさを味わわせる活動を、そして高学年では、英語を通して外国の言葉や文化などに関心を高め、日常生活でよく使う英会話を取り上げ、必要に応じて簡単な単語や文を読んだり、書き写したりする活動も取り入れる。

エ 指導できる人材の採用・育成

現在、小学校派遣英語指導助手5名が在籍しているが、今後年次計画で増員し、平成17年度事業開始時には7名の英語指導助手を確保し、これまで以上に小学校における英語教育の充実を図っていく。

また、小学校教員を対象にした英語指導研修講座を開設し、学級担任が自信を持って英語活動ができるよう、指導技術の向上を目指す。小学校教員の中には英語免許を有していたり、小学校英語活動中央研修などに参加している教員もいる。そうした教員を核として研修を充実させ、市全体の小学校教員の英語指導力の向上を図る。